

平成26年12月定例会

予算決算委員会資料

1. 生活困窮者自立相談支援事業の概要について

保護第一課

①事業概要

国の施策であります、生活困窮者自立促進支援モデル事業（国庫補助率 10 割）を、平成 25 年 8 月 23 日から「奈良市生活困窮者就労促進事業」としてスタートいたしました。

平成 26 年度は対象者数を 400 名とし、58,320,000 円で委託により実施しました。

平成 27 年 4 月 1 日から「生活困窮者自立支援法」が施行されることにより、同法に定められた必須事業である自立相談支援（就労支援）、住居確保給付金支給事務を開始することが義務付けられています。

自立相談支援業務につきましては、相談業務を行う支援員は研修を受講していることや同種業務の担当年数等の制約があり、継続して職員で実施することが困難なため委託により実施することが適当と判断しました。委託実施に際し、相談事業と就労支援事業を一体的に実施することで制度の効果的運用が図れ、また、経費節減にも繋がります。このことから既存事業である就労促進事業に必須事業を加えた平成 27 年度の事業開始を計画しています。必須事業については平成 27 年 4 月 1 日から実施する必要があることから、平成 26 年度中に事業者選定をしなければならぬため、補正予算で債務負担行為を設定いたしました。

算出根拠としましては、就労促進事業の対象者数を 260 名とすることで、全体事業の予算を 59,000,000 円としました。

	平成 26 年度	平成 27 年度
奈良市生活困窮者就労促進事業	58,320,000 円	40,910,000 円
奈良市生活困窮者自立相談支援事業 住居確保給付金受付事務		18,090,000 円
合計	58,320,000 円	59,000,000 円

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）について

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる。

法案の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 福祉事務所設置自治体は、「自立相談支援事業」（就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等）を実施する。
※ 自治体直営のほか、社会福祉協議会や社会福祉法人、NPO等への委託も可能（他の事業も同様）。
- 福祉事務所設置自治体は、離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「住居確保給付金」（有期）を支給する。

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施（任意事業）

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「就労準備支援事業」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「一時生活支援事業」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「家計相談支援事業」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「学習支援事業」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき一定の基準に該当する事業であることを認定する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金：国庫負担3/4
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業：国庫補助2/3
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業：国庫補助1/2

施行期日

平成27年4月1日

新たな生活困窮者支援制度の主な対象者

- 生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないようにすることが必要であり、生活保護制度の見直しと生活困窮者対策の一体実施が不可欠。

【主な対象者】

現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のある者で、自立が見込まれる者

- ・ 福祉事務所来訪者のうち生活保護に至らない者は、高齢者等も含め年間約40万人（平成23年度推計値）
（参考：その他生活困窮者の増加等）
 - ・ 非正規雇用労働者 平成12年：26.0% →平成24年：35.2%
 - ・ 年収200万円以下の給与所得者 平成12年：18.4% →平成23年：23.4%
 - ・ 高校中退者：約5.4万人（平成23年度）、中高不登校：約15.1万人（平成23年度）
 - ・ ニート：約60万人（平成23年度）、引きこもり：約26万世帯（平成19年度厚労省初調査の推計値）
 - ・ 生活保護受給世帯のうち、約25%（母子世帯においては、約41%）の世帯主が出身世帯も生活保護を受給。（関西国際大学道中隆教授による某市での平成19年度の調査研究結果）
 - ・ 大卒者の貧困率が7.7%であるのに対し、高卒者では14.7%、高校中退者を含む中卒者では28.2%

②就労支援の状況

(1)生活保護受給者等就労自立促進事業

(26年3月末現在)

	支援者数	就労者数	備考
生活保護受給者	104	52	
住宅支援給付受給者	22	14	うち、保護申請に至ったもの 4名
その他(生活相談者等)	21	11	うち、保護申請に至ったもの 1名
合計	147	77	

(2)奈良市生活困窮者就労促進事業(委託事業)

	支援者数	就労者数	備考
25年9月～26年3月	156	60	訓練参加者(1期)9名 (2期)8名 (3期)7名

*奈良市就労支援プログラム

	支援者数	就労者数	備考
25年4月～26年3月	167	75	

三事業合計

	支援者数	就労者数	備考
25年4月～26年3月	470	212	